

旭川医科大学病院手術部委員会規程の一部を改正する規程を次のように定める。

旭川医科大学長 吉田 晃 敏

旭川医科大学病院手術部委員会規程の一部を改正する規程

旭川医科大学病院手術部委員会規程（平成18年旭医大達第38号）の一部について、下記右欄（「現行」欄）を同表左欄（「改正後」欄）のように改正する。

※下線部分は、改正箇所を示す。

改正後	現行
<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 手術部長</p> <p>(2) 救命救急センター長</p> <p>(3) 小児科，整形外科，皮膚科，泌尿器科，眼科，耳鼻咽喉科，産科婦人科，放射線科，麻酔科蘇生科，脳神経外科，<u>歯科口腔外科及び形成外科</u>の各科長</p> <p>(4) 第一内科<u>及び内科（代謝・免疫・消化器・血液）</u>の各科長のうちから 1人</p> <p>(5)～(14)（略）</p> <p>2 前項第4号，第13号及び第14号の委員は，病院長が委嘱する。</p> <p>第4条～第9条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略） （組織）</p> <p>第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。</p> <p>(1) 手術部長</p> <p>(2) 救命救急センター長</p> <p>(3) 小児科，整形外科，皮膚科，泌尿器科，眼科，耳鼻咽喉科，産科婦人科，放射線科，麻酔科蘇生科，脳神経外科<u>及び</u>歯科口腔外科の各科長</p> <p>(4) 第一内科，<u>第二内科及び第三内科</u>の各科長のうちから 1人</p> <p>(5)～(14)（略）</p> <p>2 前項第4号，第13号及び第14号の委員は，病院長が委嘱する。</p> <p>第4条～第9条（略）</p>

附 則

この規程は、令和3年5月12日から施行し、改正後の第3条第1項の規定は、令和3年4月1日から適用する。

【改正理由】

手術部委員会の構成員を見直し、もって委員会の円滑な運営を図るものである。